

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

○ 土地改良事業の施行認可

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の解除予定

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

【正誤】

○ 保安林の指定予定の正誤

耕地課

治山課

”

県民生活交通課

治山課

目次

担当課(室)

# 平成26年9月19日 岡山県公報 第11620号

## ◎岡山県告示第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十六年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

### 二 地区名及び工種

地区名	工種
川張西町1番川	かんがい排水
宗津東町5番川	〃
内尾115	〃
内尾1番中1号樋門	〃
錦中14樋門	〃
錦中29樋門	〃
錦六区横7番川東樋門	〃
登り川東高低樋門	〃
西七区支線100号	〃
西七区支線140号	〃
北七区支線36号	〃
北七区支線73号	〃
西谷川沖1東樋門	〃
西谷川丘1東樋門	〃
宗津川丘2樋門	〃
宗津西町1番川	〃

### 三 認可年月日

平成二十六年九月九日

◎岡山県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町矢田字岩屋一二一七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市児島田の口二六一六の五、二六二三の四から二六二三の七まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔四二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年九月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人カルストの会

三 代表者の氏名

田井 義明

四 主たる事務所の所在地

新見市土橋九二八番地

五 定款に記載された目的

安全で住みよい地域環境を実現し、健康で安心して生活を営み続けていくことができるよう健康、医療、福祉の増進に関する活動、環境保全に資する活動、防災・防犯等の生活の安全に資する活動を行い、加えて、地域におけるこれらの活動を支援していくことで、地域の活性化と地域全体の利益に寄与していくことを目的とする。

〔二〇〕平成二十六年八月二十九日付け公布岡山県告示第四百四十六号（保安林の指定  
予定）に誤りがあつた。

七 終わりから一〇	行
字追谷四九六	誤
字追谷四九六	正